

令和3年度からの配給水管工事の取扱いについて

令和3年度から配給水管工事の建設業法における工事の種類を、土木一式工事から水道施設工事に変更しています。

工事種類の変更に伴い配給水管工事の技術者資格や格付のための総合評定値(P)などの取扱いも変更となっています。

太字の部分が変更

		令和2年度まで	令和3年度から
希望工事名（登録工事名）		配給水管工事	配給水管工事
登録要件	建設業許可	土木工事業 管工事業 水道施設工事業	土木工事業 管工事業 水道施設工事業
	有資格者の雇用	給水装置工事主任技術者	給水装置工事主任技術者
工事の種類（建設業法）		水道施設工事	水道施設工事
特定建設業許可		土木工事業又は 水道施設工事業	水道施設工事業
格付	(経審)総合評定値(P)	土木一式又は 水道施設の高い方の数値	水道施設
配置技術者の資格	土木施工管理技士	○	○
	建設機械施工技士	○	×
	実務経験	土木（10年以上）	水道施設（10年以上） 土木・水道施設(12年以上) うち水道施設が8年以上